

<教育次長答弁>

光本議員 1001

作成部局 教育委員会 No. 1

質疑要旨 昨年、給食調理室の空調未整備校は 27 校と
の答弁であったが、その後、改善しているのか。

答弁要旨

給食調理室の空調未整備校は、昨年と同様の27校となつておりますが、今年度、暑さ対策の一環として、スポットクーラーの設置を行っております。

以 上

<教育次長答弁>

光本議員 1002

作成部局 教育委員会 No. 1

質疑要旨 空調が整備されていない 27 校に勤務する人々にヒアリングを実施しているのか。実施したのであればその結果はどうであったか。

答弁要旨

空調未整備校の給食調理室に勤務する関係者へのヒアリングにつきましては、これまで機会あるごとに、調理師及び学校関係者、委託業者等に暑さ対策についての聞き取りなどを実施しております。

主な意見としては、高い気温の日もあり、特に暑さ対策に対する要望がありました。

以 上

<教育次長答弁>

光本議員 1003

作成部局 教育委員会 No. 1

質疑要旨 教育委員会として委託業者にスポットクーラーなど、夏場の給食調理室の抜本的な暑さ対策をどの様なスケジュールで求めていくのか。

答弁要旨

空調未整備の委託校における暑さ対策につきましては、新型コロナウイルス感染症の影響を受け、夏休みの短縮に伴う夏期期間の給食実施を検討する際に、これまで実施していない時期での給食実施となりますことから、暑さ対策の一環として、空調未整備校にスポットクーラーの配置を決定し、委託業者に貸与する旨を通知するとともに、委託業者側においても、社員への暑さ対策への協力を要請してまいりました。

今後におきましても、引き続き委託業者と連携を図りながら、暑さ対策に努めてまいりたいと考えております。

以上

(教育次長答弁)

光本議員 1004 作成部局 教育委員会 No.1

質疑要旨 配膳室はどこに設置するのか。整備工事の完了はいつか、工事は間に合うのか。

答弁要旨

中学校給食の配膳室の設置位置については、1階の余裕教室又は転用可能な諸室のうち、給食配送車両が寄り付けることや配膳室までのコンテナ運搬の導線などを考慮し、学校と協議の上決定しております。

また、整備工事の完成予定としましては、10月末時点で12校、11月末時点で1校、来年2月末時点で4校が完成となり、中学校17校全ての工事が令和2年度中に完成予定となっております。

工事完成後、来年度には、冷蔵庫など必要な備品を設置し、中学校給食を開始していきたいと考えております。

以上

(教育次長答弁)

光本議員 1005

作成部局 教育委員会 No.1

質疑要旨 中学校給食の配送時にガードマンを配置するのか、配送トラックの運転手が給食を運び込むのか。それらの人の配置等については。

答弁要旨

給食センターから運行する配送車両の校内誘導や校門の施錠及び開錠などは、運営事業者が新たに各校へ配置する配膳員が担うことから、ガードマンの配置は考えておりません。

また、配送されたコンテナを配膳室へ運び込む作業につきましても、配膳員が担うこととしており、給食センターから運行される配送車両の運転手が、配膳室内に給食を運び込むことはありません。

以 上

(教育次長答弁)

光本議員 1006

作成部局 教育委員会 No.1

質疑要旨 教室から配膳室までに係る時間は、各中学校とも平均何分で計画しているのか。また、給食を食べるとのできる時間は何分に設定し、そのために時間割の編成は必要になるのか。

答弁要旨

中学校給食の開始に伴い、これまでの喫食時間に加えて、教室から配膳室までの運搬に要する時間や給食の配膳や片付け時間が新たに必要となります。

こうした時間を設定することは、学校の時間割の変更が必要となります。その変更については、各学校の実情に応じて学校長が決定することとなっております。

各校が適切な時間割の設定が行えるように、中学校給食を実施している他都市の時間割などの情報を提供するなど、引き続き円滑な給食の実施に向けて、学校と連携しながら進めてまいります。

以 上

光本議員 1007

作成部局 都市整備局 No.1

質疑要旨 市は無接道の物件解決を図る検討を行うのか。国や県が動かなければ市だけでは解決できない課題は何か。

答弁要旨

平成11年の建築基準法の改正により無接道の建築物を救済するための規定が設けられ、例えば現在利用されている通路を道路とみなす特例許可を受けることで再建築が可能となり、今年の5月からは、その建替計画の中に老朽危険空家がある場合は、必要となる測量や図面の作成等について、30万円を上限に補助する制度を設けております。

また、昨年6月までは2階建てしかできなかったものについて、3階建てを可能とする等、無接道の建築物の建替えがしやすくなるように見直しを行っております。

次に、空家対策について、本市だけでは解決できない課題としては、長屋については1件でも住んでおられると空家等対策の推進に関する特別措置法に基づいた略式代執行ができないことから、長屋の一部であっても対応できるよう国へ改善を求めております。(以上)

光本議員 1008

作成部局 都市整備局 No.1

質疑要旨 無接道の建築物について条例改正などの有効な施策を打つことはできないか。

答弁要旨

先ほども答弁しましたように、無接道の建築物には既に救済措置があることから、引き続きその周知を行い、窓口等で相談があった場合には丁寧に対応することはもちろんのこと、制度についても先進事例を参考に、必要であれば見直しを行っていきたいと考えております。

以上

光本議員 1009

作成部局 都市整備局 No.1

質疑要旨 認知症個人賠償責任保険のように、空家に賠償責任保険を掛けるなど、解決に至るまでの期間の安全を守る方法は示せないか。

答弁要旨

危険な空家は認知症とは異なり、所有者の意思によって改善できるものであるため、市としましては、これまでどおり助言・指導によって改善に導くことが重要であると考えております。

しかしながら、所有者不明や所有者の調査に長期間を要する場合には、議員ご提案の危険な空家を対象とした賠償責任保険への加入は、周囲の方を救済する効果があると見込まれるため、今後研究してまいりたいと考えております。

以上

光本議員 1010

作成部局 経済環境局 No.1

質疑要旨 取り壊された住宅も含まれており、適切な時点修正を行っていないのはなぜか。また、責任の所在はどこか。

答弁要旨

し尿収集につきましては、無料化以降、市と契約を結ぶわけではないことから、収集してきた世帯からの廃止の届け出もなく、収集世帯を正確に把握することは困難でございます。

このため、作業員が、火事や建て替え工事等により、汲み取り式トイレの住宅が無くなったことを現認した場合には確実に抹消を行えますが、住宅はあっても、空き家状態が数ヶ月続くと、その現場を収集コースから外しており、その後に住宅が解体された場合には、世帯数から抹消されず残ってしまう場合がございました。

このことに関する責任の所在については、正確な時点修正を行ってこなかった環境財団、及び、そのことに考えが及ばなかった市の双方にあると考えております。

以上

光本議員 1011

作成部局 経済環境局 No.1

質疑要旨 報告の仕方が間違っていたと言われるのは大きな違和感がある。正確な収集件数を明らかにするべきだと思うが、いかがか。

答弁要旨

実績等の報告につきましては、本来、実際に収集を行っているし尿貯留槽数で報告を受けるべきところを、委託当初から世帯数で報告を受けてきたものでございます。

先ほどもご答弁申し上げたとおり、正確な世帯数を把握することは困難でございますが、今般、世帯数、建物数、し尿貯留槽数のどれが実態を正しく示せるのかを検証しましたところ、実際に収集を行っているし尿貯留槽数である166基が適正と判断し、これらについて、財団と連携して、現地調査を行い台帳の整備を行った上、し尿収集行程表、月例報告書等に反映してまいります。

以上

光本議員 1012

作成部局 経済環境局 No.1

質疑要旨 し尿貯留槽数と収集件数は近い数字であることを考えると、収集件数の水増しとしか表現出来ないと思うが見解は。

答弁要旨

先ほどもご答弁申し上げたとおり、し尿貯留槽数で報告を受けるべきところを、世帯数で報告を受けていたことについて、適切ではなかったと考えておりますが、本業務委託は一件あたりの単価契約ではなく、一般家庭等のし尿を原則2週間ごとに収集する定期収集と、工事現場等の仮設トイレのし尿を申し込みの都度、収集する臨時収集を実施するのに必要な人員機材を安定的に維持するための総価契約でございます。

そのため、いずれの数字であっても、市内一円の家庭、事業所等から排出されるし尿を全て収集するという業務には変わりのないことから、水増しとは認識しておりません。

以上

光本議員 1013

作成部局 経済環境局 No.1

質疑要旨 収集業務量が大幅に減っている、それらを考えると委託金額の変更が必要だと思うが見解は。

答弁要旨

定期収集は、し尿貯留槽の貯まり具合にかかわらず、2週間おきに収集するのに対し、工事現場の仮設トイレなどの臨時収集は、し尿貯留槽が満杯になってから、依頼を受けて、収集することから、一ヵ所あたりでの収集量は大きく異なります。

し尿収集車の積載量には制限があり、定期収集では一回の搬送で通常20から30件の現場を回れるのに対し、臨時収集では一回の搬送で数件しか現場を回ることができません。

そのため、定期収集の件数と臨時収集の件数を同じ基準で比較することはできないと考えております。

(次ページへ続く)

また、先ほどからご答弁申し上げておりますが、本業務委託は市内一円から排出されるし尿を収集するために必要な人員機材を継続的に確保する単純定型的業務であり、いわゆる件数等により精算するような定量的業務ではないことから、現状の件数、収集量におきましては、委託金額の見直しの必要性はないものと認識しております。

ただし、今後、未水洗化住宅が大きく減少するなどして業務量が大幅減となる場合には、作業工程等を見直し、委託料の縮減も必要になると考えております。

以 上

質疑要旨 委託を続けるか、補助を出し水洗化するのかの費用対効果と検証は。また、一般廃棄物処理基本計画策定部会で今後のし尿収集について議論すべきと思うが見解は。

答弁要旨

公共下水道処理区域内においては、下水道本管の整備が完了し、下水の処理が開始されてから3年以内に法で水洗便所への改造義務が建築物の所有者に生じることから、本市においては、補助金制度はないものの、水洗便所改造資金貸付制度を昭和42年に設け、水洗化の呼びかけを行っているところでございます。

しかしながら、費用負担だけではない様々な理由により下水道に接続できない世帯が残っていることから、一般家庭のし尿収集量は減少傾向にある一方、当分の間、汲み取り世帯がなくなることはないと考えております。

(次ページへ続く)

さらにここ数年、臨時収集も含めるとし尿収集量は横ばいで推移しており、委託業務量もこうした状況が今後も続くものと考えておりますが、その収集体制を用意、維持することは必要と考えています。

そのため、次期尼崎市一般廃棄物処理基本計画期間内においては、現状の収集を継続する必要があると考えており、10月の計画策定部会において議論する予定はございませんが、今後のし尿処理のあり方につきましては、関係部署と連携を図りながら処理量を注視しつつ状況に応じた検討を進めてまいりたいと考えております。

以上

(教育次長答弁)

光本議員 1015

作成部局 教育委員会 No.1

質疑要旨 校内への車の乗り入れについての検討結果

を教えて欲しい。

答弁要旨

学校開放における、校内への車の乗り入れにつきましては、学校開放を行っている小・中・特別支援学校において実態調査を行った結果、駐車を許可している学校が6.8%、用具の搬入・搬出時のみ許可している学校が20%でございました。

本市は都市部であることから校地が狭い学校も多く、また駐車スペースやその動線も学校ごとに様々であり、かつ放課後の利用とはいえ、こどもクラブや児童ホームも含めた児童の安全及び施設の管理上の課題もありますことから、やはり一律のルールづくりは難しいと考えております。

今後も個別判断にはなりますが、その際にはできる限り柔軟に対応していきたいと考えております。

以上

(教育次長答弁)

光本議員 1016

作成部局 教育委員会 No.1

質疑要旨 「日没まで」というのは、夏期、冬期それぞれ
何時頃を想定しているのか。

答弁要旨

学校開放での夜間照明設備を設置していない小学校の運動場の利用時間については、日没までとしていますが、その運用にあたっては、冬期に合わせ年間を通して、午後4時半までしております。

以上

(教育次長答弁)

光本議員 1017

作成部局 教育委員会 No.1

質疑要旨 夏期の利用時間を延長する考えはないのか。

答弁要旨

学校開放事業の時間延長については、予算上の制約もあることから、現時点では難しいと考えておりますが、日没時間の遅い夏期については、運動場の利用時間を延長できるよう検討してまいります。
（エフセミナーハ）

以上

光本議員 1018 作成部局 こども青少年局 No.1

質疑要旨 待機児童解消や老朽化・環境改善が必要な児童ホームを把握し、建替えるのか空き教室を活用するのかの方針は既に固めているのか。

答弁要旨

児童ホームの整備にあたりましては、学校毎の児童数の将来推計や経年的な待機児童の状況などを勘案するとともに、近隣の民間児童ホームの入所状況等、直近の状況を確認するなかで、優先順位をつけ次年度の整備方針を決定しております。

整備方法については、早急な対応が可能であり、費用も安く抑えられることなどから、まずは、学校の余裕教室の活用を検討し、それが難しい場合は、校舎外での設置を検討しているところです。

以上

(教育次長答弁)

光本議員 1019 作成部局 教育委員会 No.1

質疑要旨 余裕教室の活用や建替えを考えていく際に、こども青少年局とどのような連携を果たしていく考え方。

答弁要旨

児童ホームは放課後に児童が安全に過ごせる場所となることから、建替えや余裕教室の活用について、学校教育に支障が生じない範囲で地域の実情などに応じて活用していくことが望ましいと考えております。

このため今年度は、こども青少年局児童課と教育委員会の関係課において連絡会議を設け、課題やスケジュールなどの情報共有を行っております。

例えば、七松小学校では、余裕教室を児童ホームに改修するため空調設備の設置を教育委員会が実施するなど、互いに連携を取りながら進めているところでございます。

以上

光本議員 1020 作成部局 こども青少年局 No.1

質疑要旨 来年の夏までに改修か空き教室に移るという対応を完了させることは可能か。

答弁要旨

昭和50年代に建設された10箇所のプレハブの児童ホームにつきましては、環境改善が必要であると考え、昨年度から学校等と調整を行った結果、武庫南、武庫北、七松の3箇所について、校長から教室移転の了解をいただき、武庫南は8月に、武庫北は10月中旬に、七松は今年中の移転に向けて事務を進めているところです。

しかしながら教室移転にあたっては、校長や教育委員会との調整に時間を要することから、来年の夏までに残りの7箇所すべてを移転することは、現実的に難しい状況にあります。

なお、一概に老朽化した施設は暑さが厳しいということでもなく、エアコンのききがよいなど施設によって状況が異なることから、各学校の状況に応じて、暑い時期のみ余裕教室をお借りするなど、熱中症の未然防止に向けた取り組みを行いつつ、引き続き児童ホームの環境改善に努めて参ります。 (以上)

(教育次長答弁)

光本議員 1021

作成部局 教育委員会 No.1

質疑要旨 警報が発令されている中、児童を下校させる
のは適切と言えるか。

答弁要旨

議員ご指摘のとおり、登校後に気象警報が発表された場合は、「非常変災時における臨時休業の判断基準についての方針」に基づき、学校において、通学路など周囲の状況や安全等を確認した上で、児童生徒を下校させることとしております。

また、同方針では、「下校させることが危険だと判断した場合は、学校で待機させ、保護者に迎えに来てもらい、引き渡しを行う」としており、状況に応じ児童生徒の安全に配慮しながら、適切に対応しているところです。

以上

(教育次長答弁)

光本議員 1022

作成部局 教育委員会 No.1

質疑要旨 下校させるなら、確度の高い情報を共有し、
市内全校に指示をする体制を構築できないか。

答弁要旨

非常変災時におきましては、児童生徒の安全に万全を期するため、教育委員会が危機管理安全局などと連携し、確度の高い情報把握に努め、学校長が適切に判断できるよう逐次情報提供に努めているところです。

また、学校周辺の状況は個別に異なることから、各校において教職員によるパトロールを行い、倒木や冠水など通学路の状況や安全等を確認した上で、下校させるようにしております。

以 上